平成３０年（フ）第１３２号
堺市堺区向陵西町３丁５番31号メゾンドＭⅡ－303号
債務者　庭井　逸子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
堺市西区鳳中町10丁12番地２　パラディアンフレール106号
債務者　橘　　和弥
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
堺市南区赤坂台３丁９番35―109号
債務者　荒木　充治
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道岩見沢市緑町１丁目６番１号　栄荘２号室
債務者　汐川　克法
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１８号
北海道室蘭市高砂町１丁目42番３―405号
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第２号
北海道磯谷郡蘭越町港町548番地２
債務者　酒谷レヱ子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成３０年（フ）第９０号
愛知県あま市木田加瀬60番地１　ガーデンハイツ藤　５Ｂ
債務者　野内ミサヲ
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９９号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目３番地　ブレインズ瑞穂９Ａ号、従前の住所名古屋市東区葵１丁目14番27号　三ツ木荘Ａ号
債務者　宮下　　清
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８４号
名古屋市中区大須１丁目25番28号　ＫＡＷＡＫＡＤＯビル505号
債務者　松野　泰和
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１号
香川県さぬき市長尾西908番地１　プラティーク長尾203
債務者　栂　　直美（旧姓卯目）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８号
福岡県飯塚市新飯塚17番13号
債務者　浅沼　千晶
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第９号
福岡県飯塚市新飯塚17番13号
債務者　浅沼　靖之（旧姓林）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県飯塚市中350番地73
債務者　肘井　謙太
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈836番地４（前住所　福岡県春日市須玖北３丁目102番地咲花館103号）
債務者　澤江　重光
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３号
北海道日高郡新ひだか町三石蓬栄128番地の２
債務者　向井　則子（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第９号
青森県八戸市下長１丁目13番20号　第２河原木パークハイツ102号、前住所青森県上北郡おいらせ町木崎70番地８
債務者　秋元　　恵（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係